

G20 技術革新セミナー「デジタル時代の未来」

遠藤長官によるセッション 2 冒頭発言

2019 年 6 月 8 日（土）

於：ヒルトン福岡シーホーク

皆様こんにちは。本日はお集まり頂きありがとうございます。

イノベーションとその他の公益のバランス

昨年 11 月のブエノスアイレスサミットで、首脳らは、「リスクが軽減されつつ、金融セクターにおける技術の潜在的な利益が実現されることを確保するための取組みを強化する」ことに合意しました。これは具体的にはどのように実現できるでしょうか。

イノベーション促進と、金融安定性・消費者保護・AML/CFT といった公益上の要請とのバランスをいかに図るかは、どの国の金融当局にとっても重要な課題です。

伝統的に、公益を確保するための最も単純な手段は規制でした。しかし、技術革新の進展は次に申し上げるような課題をもたらしています。

一つ目は、規制がイノベーションを抑圧するおそれがあることです。特に、これまでなかったようなサービスの登場を伴う場合には、新しいサービスの便益が実感される前に規制を設計して、予めすべてのリスクに対処しようとするれば、イノベーションを窒息させかねません。

二つ目として、規制が技術革新に追いつけていないという問題があります。近年の技術革新により、これまで金融機関がフルラインで提供していた金融サービスを個別の機能に分解して提供する動き（アンバンドリング）や、その上で、フィンテック企業が複数の金融・非金融のサービスを組み合わせる動き（リバンドリング）が広がりつつあります。

これに対し、現行の規制はエンティティ単位を基本としています。各プレイヤーのサービスが同一の機能を有していても、当該プレイヤーの属

する業態ごとに規制の内容が異なり得ます。平等な競争条件を確保し、規制の回避を防止するためには、金融規制体系を機能別・横断的なものとしていく必要があります。金融庁でも有識者を交えて議論しておりますが、当局にとっての大きなチャレンジです。

三つ目は最も根本的な問題かもしれません。これまで当局は、主に仲介業者としての金融機関を規制することで、規制目的や公益確保を達成してきました。しかし、セッション2のテーマであるブロックチェーンなどの分散型台帳技術(DLT)は、金融機関の仲介なしに顧客や市場参加者間での直接の金融取引を可能にする可能性があります。このような分散型金融システムにおいては、金融機関のプレゼンスが低下していく可能性があり、その場合にどのように公益が確保できるかという課題があります。

これらの課題に鑑みますと、規制だけに依存するアプローチが将来も持続可能であるかについて、考えるべき時期にきているのではないのでしょうか。

なお、こうした点については、G20 議長国として日本から金融安定理事会(FSB)に問題提起をしました。FSB が分散型金融技術の影響について分析し、G20 に報告書を提出頂いたことに感謝しています。

インターネットの教訓

申し上げたような問題を検討するに当たっては、インターネットの発展が参考になるかもしれません。

情報通信セクターは、金融セクター同様、各国の規制当局による厳格な規制に服していました。情報通信革命により、規制対象であった電話会社・放送局・郵便局といった仲介業者が果たしてきた情報発信・通信機能をインターネットが大きく代替するようになりましたが、インターネットは、当局が業界を規制するという伝統的なアプローチとは全く異なる方法によりコントロールされています。政府や民間、学者、市民社会といったインターネットに関与する異なる立場の人々が、議論に参加して意思決定を行うマルチステークホルダー型のガバナンスが機能しています。

例えば、インターネットの技術標準の策定を担う IETF (Internet Engineering Task Force) は法人格や正式な会員というものを持たない、開かれたコミュニティです。活動には誰でも参加することができ、決定された文書は全て無料で公開されています。また、意思決定は投票ではなく、「ラフコンセンサスとランニングコード」と呼ばれるプロセスに基づいて行われます。すなわち、参加者間の大まかな合意に基づき意思決定が行われ、理論上の設計よりも実運用が重視されています¹。

インターネットの技術標準は相互運用性を確保するために不可欠であることは勿論のこと、利用者のプライバシーや個人情報保護、あるいは障がいのある人々のウェブへのアクセシビリティなど、広範な公益にも直結するものです。

この点、インターネットガバナンスの持つマルチステークホルダー性が、議論に誰でも参加できるというオープン性や、文書が全て公開されるという透明性等と相まって、イノベーションと公益確保の適切なバランスの実現に貢献しているのではないかと考えられます。

分散型金融システムにおけるマルチステークホルダー型ガバナンス

このように、情報通信セクターでは、インターネットの登場により規制による対応の難しい領域が拡大し、その新しい領域では、マルチステークホルダー型ガバナンスの果たす役割が増しています。インターネット同様に、自律分散型ネットワークである DLT がもたらす金融システムの将来像やガバナンスを議論するに当たっては、このような中長期的かつ大局的な視点から検討することが重要となるのではないのでしょうか。

こうした問題意識の下、本日は、多様なバックグラウンドを持つパネリストをお招きしています。モデレーターは「日本のインターネットの父」であり、国際的には「インターネット・サムライ」として知られる慶応大学村井純教授にお願いしており、インターネットガバナンス策定における経験からの有益な示唆を頂けることを期待しております。

本パネルディスカッションは、分散型金融システムにおけるマルチステークホルダー型の対話の試行的な取り組みともなり得るのではないかと

¹ RFC7282, IETF

期待しています。これから有意義な議論が行われることを楽しみにするとともに、金融庁として、今後もこうした取組みをサポートしていきたいと考えております。

ご清聴ありがとうございました。

(以上)